

改正前	改正後	備考
<p>7 特定建築物所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者） 住所 氏名 （法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>8 建築物環境衛生管理技術者 住所 氏名 免状 第 号 年 月 日 常駐・非常駐の別 常駐・非常駐 自社・委託の別 自社・委託（会社名：） 建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所</p> <p>9 特定建築物が使用される（特定建築物に該当する）に至った年月日 年 月 日</p> <p>10 しゅん工年月日（検査済証交付年月日） 年 月 日</p>	<p>7 特定建築物所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者） 住所 氏名 （法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>8 建築物環境衛生管理技術者 住所 氏名 免状 第 号 年 月 日 常駐・非常駐の別 常駐・非常駐 自社・委託の別 自社・委託（会社名：） 建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所</p> <p>9 特定建築物が使用される（特定建築物に該当する）に至った年月日 年 月 日</p> <p>10 しゅん工年月日（検査済証交付年月日） 年 月 日</p>	<p>兼任施設数を記載することがあれば、記載量が増加するため、欄拡大</p>
<p>添付書類（図面はしゅん工図）</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（2に該当する場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類 図面 <ol style="list-style-type: none"> 建築関係図面（付近見取図、配置図、面積表（用途別面積がわかる表）、立面図） 空気調和（機械換気）設備関係図面（空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書、空気調和（機械換気）設備系統図、主要機器表、空気調和（機械換気）設備平面図、外気取入口・排気口・厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面） 給水（湯）関係図面（給水設備工事特記仕様書、衛生設備系統図、主要機器表、貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図、貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図、雑用水槽室上階の給排水平面図、雑用水槽室平面・断面詳細図、雑用水槽本体平面・断面詳細図、井戸の設置場所がわかる図面、井戸の平面・断面詳細図） ゴミ保管庫関係図面（配置図、平面詳細図、断面詳細図） 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付） 給水開始前の水質検査結果書の写し その他保健所長が必要と認める書類 	<p>添付書類（図面はしゅん工図）</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（2に該当する場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類 図面 <ol style="list-style-type: none"> 建築関係図面（付近見取図、配置図、面積表（用途別面積がわかる表）、立面図） 空気調和（機械換気）設備関係図面（空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書、空気調和（機械換気）設備系統図、主要機器表、空気調和（機械換気）設備平面図、外気取入口・排気口・厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面） 給水（湯）関係図面（給水設備工事特記仕様書、衛生設備系統図、主要機器表、貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図、貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図、雑用水槽室上階の給排水平面図、雑用水槽室平面・断面詳細図、雑用水槽本体平面・断面詳細図、井戸の設置場所がわかる図面、井戸の平面・断面詳細図） ゴミ保管庫関係図面（配置図、平面詳細図、断面詳細図） 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付） 建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し 給水開始前の水質検査結果書の写し その他保健所長が必要と認める書類 	<p>文言追加 番号修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>様式3</p> <p>様式3</p> <p>特定建築物変更届書</p> <p>年月日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p>住所</p> <p>届出者 氏名</p> <p>電話 担当者</p> <p>〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 特定建築物の名称</p> <p>2 特定建築物の所在地</p> <p>3 変更事項 (変更項目)</p> <p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p> <p>4 変更年月日 年月日</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 変更事項が建築物の構造設備に係る場合は、変更後の構造設備の概要及び図面。</p> <p>2 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合であって、当該特定建築物維持管理権原者の変更を伴うとき(3に該当するときは除く。)は、その変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類。</p> <p>3 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合であって、当該者の変更を伴うときは、その変更後の当該権原を有する者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類。</p> <p>4 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、免状の写し(原本持参)及び履歴書(写真貼付)。</p> <p>(備考)</p> <p>変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、常駐・非常駐の別、自社・委託(会社名)の別並びに建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所を記載すること。</p>	<p>様式3</p> <p>様式3</p> <p>特定建築物変更届書</p> <p>年月日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p>住所</p> <p>届出者 氏名</p> <p>電話 担当者</p> <p>〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 特定建築物の名称</p> <p>2 特定建築物の所在地</p> <p>3 変更事項 (変更項目)</p> <p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p> <p>4 変更年月日 年月日</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 変更事項が建築物の構造設備に係る場合は、変更後の構造設備の概要及び図面。</p> <p>2 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合であって、当該特定建築物維持管理権原者の変更を伴うとき(3に該当するときは除く。)は、その変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類。</p> <p>3 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合であって、当該者の変更を伴うときは、その変更後の当該権原を有する者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>欄拡大</p> <p>文言追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>様式 4～11 (略)</p>	<p>4 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付）。</p> <p>5 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合であって、当該建築物環境衛生管理技術者が同条に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるとき（既に届け出ている建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなったときを含む。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し。（備考）。</p> <p>変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、常駐・非常駐の別、自社・委託（会社名）の別並びに建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所を記載すること。</p> <p>様式 4～11 (略)</p>	<p>文言追加</p>